

訪問介護・日常生活支援総合事業利用料金表

要介護（1～5）

サービスコード	利用時間	単位：円
身体 01	20分未満	184
身体介護 1	20分以上 30分未満	275
身体介護 1 生活援助 1	30分以上 50分未満	349
身体介護 1 生活援助 2	1時間 15分未満	422
身体介護 1 生活援助 3	1時間 40分未満	496
身体介護 2	30分以上 60分未満	436
身体介護 2 生活援助 1	1時間 20分未満	509
身体介護 2 生活援助 2	1時間 45分未満	583
身体介護 2 生活援助 3	2時間 10分未満	657
生活援助 2	20分以上～45分未満	201
生活援助 3	45分以上～60分未満	248

*当事業所は特定事業所加算Ⅱ10%を加算した規定単位数です

*訪問介護員の2人派遣の場合・・・規定単位数×2

*早朝（午前6時～8時）・夜間（午後6時～10時）加算・・・規定単位数の25%増

*緊急時訪問介護加算・・・100単位/回（利用者、ご家族からの要請に基づき介護支援専門員と連携を図った上で、緊急に身体介護等を行なった場合）

*介護保険の給付範囲を越えたサービスは、全額自己負担となります

日常生活支援総合事業

要支援Ⅰ (月単位)	一週に1回訪問で 月 1,172 単位	一週に2回訪問で 月 2,342 単位	一週に3回訪問で 月 3,512 単位
要支援Ⅱ (月単位)	一週に1回訪問で 月 1,172 単位	一週に2回訪問で 月 2,342 単位	一週に3回訪問で 月 3,515 単位

*何らかの事情にて月の途中で利用できなくなった場合も1カ月単位の利用料になります。

要介護・日常生活支援総合事業共通の加算

*初回加算・・・200単位/月 利用を再開する場合（過去2ヵ月サービスを受けていない場合）も加算対象となります

*生活機能向上連携加算・・・100単位/月（リハビリ専門職と共同して身体状況等を評価し、生活機能の向上を目的とした訪問計画書を作成した場合）

*訪問介護処遇改善加算Ⅰ・・・13.7%（規定単位数+その他の加算）の料金額に乗じる

*特定処遇改善加算Ⅰ・・・6.3% 料金額に乗じる

*地域区分加算・・・10.21円 利用料金に加わります

*キャンセル料・・・訪問日当日の予定訪問時間までに訪問中止等のご連絡がなくご利用者様本人が不在の場合、1回1000円のキャンセル料を頂きます。

*表記料金は負担割合が1割の場合です。2割・3割はそれぞれ2倍・3倍となります